

栄養ケア・ステーションからこんにちは！

にこにこ通信



Vol.13

発行/2021年 5月 17日 発行者/(公社)新潟県栄養士会 栄養ケア・ステーション 上越支部

介護報酬の算定額が改定になりました！

<訪問栄養食事指導>

- ・ご自宅で療養中の方が対象となります。
- ・要介護被保険者に対し、医療保険と介護保険で同様のサービスがある場合は、介護保険が優先しますので、医療保険での算定はできません。

保険適用と内容の比較一覧(令和3年4月1日改定)

	あり ←	要介護認定	→ なし
適用保健	介護保険 居宅療養管理指導		医療保険 在宅患者訪問栄養食事指導
算定額	(1) 544単位(1単位=10円)		530点(1点=10円)
実施機関	居宅療養管理指導事業所		医療機関
管理栄養士の所属等	居宅療養管理指導事業所に所属する常勤または非常勤 ※「居宅療養管理指導事業所は医師が管理者の場合に限る」		主治医と同一の医療機関に所属する常勤または非常勤
医師の指示事項	共同で作成した栄養ケア計画に基づき指示等を行う		少なくとも熱量、蛋白質量、脂質量、脂質構成(不飽和脂肪酸/飽和脂肪酸比)について具体的指示を含める
対象食	腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、てんかん食、心臓疾患などに対する減塩食、特別な場合の検査食、十二指腸潰瘍に対する潰瘍食、消化管術後に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎による腸管機能の低下に対する低残渣食、高度肥満症に対する治療食、高血圧に対する減塩食		
	経管栄養のための流動食、嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む)のための流動食、低栄養状態		フェニールケトン尿症食、楓糖尿食、ホモスチン尿食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食、がん、摂食嚥下機能低下、低栄養
給付限度	月2回		
対象者	通院が困難な方 (注)少なくとも家族・介助者の助けを借りずに通院できる人は算定できない		



担当管理栄養士

栄養相談日 毎週木曜日(9:30~12:00)

管理栄養士が在籍しておりますので、お気軽にお電話にてご相談、お問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

新潟県栄養士会 栄養ケア・ステーション 上越支部栄養相談窓口

(上越地域在宅医療推進センター内) TEL 025-520-7500 / FAX 025-520-8686